年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1.	今回	のあっ	っせん	连0	つ概要
	/ 🗀	~ <i>~ ~ ~ ~ ~</i>	<i>,</i>	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 3件

関東千葉厚生年金 事案 5502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日及び同年12月20日は18万円、16年7月8日は9万円、同年12月4日は8万8,000円、17年7月8日は11万7,000円、同年12月10日は14万円、18年7月14日は15万円、同年12月8日は17万円、19年12月7日は22万円、20年7月4日は18万円、21年12月11日は5万円、22年8月3日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日

- ② 平成 15 年 12 月 20 日
- ③ 平成16年7月8日
- ④ 平成16年12月4日
- ⑤ 平成17年7月8日
- ⑥ 平成17年12月10日
- ⑦ 平成18年7月14日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 8 日
- ⑨ 平成19年12月7日
- ⑩ 平成20年7月4日
- ① 平成21年12月11日
- ② 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、18年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び⑦から⑫までについて、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。また、申立期間①及び④から⑥までについて、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社においても当該期間に係る賞与についての資料は残っていないものの、B市から提出された、申立人に係る平成 16 年度分、17 年度分及び 18 年度分の給与収入額及び社会保険料控除額に関する回答書によると、各年度の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ部署に所属している同僚が所持する申立期間①及び ④から⑥までの賞与明細書において、いずれも当該期間の賞与から保険料が 控除されていたことが確認できることから、申立人についても、当該期間に おいてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞 与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額並びに上記B市の回答書において推認できる保険料控除額から、平成 15 年7月5日及び同年 12 月 20日は 18 万円、16 年7月8日は9万円、同年 12 月4日は8万8,000円、17年7月8日は11万7,000円、同年12月10日は14万円、18年7月14日は15万円、同年12月8日は17万円、19年12月7日は22万円、20年7月4日は18万円、21年12月11日は5万円、22年8月3日は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時。平成22年1月以降は、年金事務所)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4623 (事案 3339 及び 4548 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から56年1月まで

私は、1回目の申立てで年金記録の訂正が認められなかったため、A銀行B支店(申立期間当時は、C支店)に、同行が保管する夫の口座の入出金記録を保存したマイクロフィルムを確認してもらったところ、平成23年11月に、「国民年金の納付は昭和56年6月から自動振り込みになっており、その後は3か月おきに定額納付され、同年6月前にも窓口振り込みが何回か行われている記録が見つかった。」との連絡があり、夫が同行B支店において当該マイクロフィルムの写しを閲覧し、国民年金保険料の納付の日付と金額を確認した。また、この記録以外にも、申立期間の保険料の納付を行ったことを示す「ネンキン」の出金記録の記載が同年当初に複数存在することも確認した。

そこで、私は、D年金事務所に上記事実を報告し、私の申立期間の全ての国民年金保険料の納付について、A銀行に保管されている上記マイクロフィルムの確認調査を依頼したにもかかわらず、約2年間放置され、当該調査は行われなかった。また、第三者委員会に2回目の申立てを行い、担当調査員が徹底的に調査確認すると確約したにもかかわらず、上記マイクロフィルムの確認調査は行われず、調査不十分のまま委員会に諮られ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、提出できる新たな資料は無いが、A銀行保管の上記マイクロフィルムによる夫の口座の入出金記録の調査を行えば、私の申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す出金記録の記載が確認できるはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再度徹底した調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(前々回の申立期間は、昭和50年9月から56年1月まで)に係 る申立てについては、i)申立人の所持する年金手帳には、56年2月28日 にE市において国民年金に任意加入していることが記載されており、オンラ イン記録及びE市の被保険者名簿とも一致していることが確認できることか ら、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を 納付することはできない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏 名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申 立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は 見当たらないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示 す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由とし て、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 23 年3月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 また、その後、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、申立期 間を昭和 51 年 1 月から 56 年 1 月までに変更し、申立期間について、「A銀 行B支店が管理するマイクロフィルムに納付記録が確認できた。」として再申 立てを行っているが、i) A銀行B支店に照会したところ、「昭和56年3月 26 日付けで国民年金保険料の口座振替の依頼が申立人の夫の口座で受理され たことが確認できるが、口座振替開始以前の申立期間については、マイクロ フィルムでは納付記録を確認することはできない。」と回答していること、 ii)申立人に払い出された国民年金手帳記号番号前後の被保険者の保険料納 付状況を確認したところ、同年2月又は同年3月から納付が開始されている ことが確認できること、iii) 再度、E市の被保険者名簿及びオンライン記録 を確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていること をうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) そのほかに、申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、年金記録確 認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらな いことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと 認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行い、「A銀行保管のマイクロフィルムによる夫の口座の入出金記録の調査を行えば、私の申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す出金記録の記載が確認できるはずである。」と主張し、当該マイクロフィルムの調査を強く要望していることから、A銀行B支店に、当該マイクロフィルムに保存された申立期間の入出金記録の内容について文書照会したところ、同行B支店は「申立人の夫の口座では、昭和55年11月以降の入出金記録の

記載が確認でき、56年6月30日に口座振替による国民年金保険料1万3,500円の出金記録の記載が確認できたものの、それ以前の国民年金保険料の出金記録(「ネンキン」等)の記載は確認できなかった。」と回答している。

加えて、上記文書照会のほかに、A銀行B支店において、当該マイクロフィルムの写しを閲覧したが、上記回答のとおり、申立人の夫の口座において、昭和55年11月6日の出金記録から56年6月30日の「ネンキン」1万3,500円の出金記録までの入出金記録に、「ネンキン」等の記載がある出金記録及び当時の国民年金保険料額に相当する金額の出金記録の記載は確認できない。このことについては、申立人の夫も、後日、当該マイクロフィルムの写しを同行B支店にて閲覧しており、申立人が主張する申立期間の保険料を納付したことによる出金記録の記載は確認できなかったことを認めている。その上、今回の再申立てに当たり、申立人からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、このほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4624 (事案 2711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間、同年7月、同年12月から51年9月までの期間、52年2月から同年10月までの期間、53年3月から同年9月までの期間及び54年6月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで

② 昭和44年7月

③ 昭和44年12月から51年9月まで

④ 昭和52年2月から同年10月まで

⑤ 昭和53年3月から同年9月まで

⑥ 昭和54年6月から56年6月まで

私たち夫婦がA(地名)からB(地名)に戻り、C区で商売を始めた昭和55年頃、妻が、同区のD出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、今まで未納となっていた国民年金保険料を遡って納付するよう言われ、後日、妻が、同出張所又は同区の集金人が来たときに申立期間の保険料を遡及して納付したはずである。今となっては納付期間、納付金額等について、記憶が定かではないところもあるが、前回の審議結果に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までを含む、昭和 44 年1月から 56 年6月までの期間に係る当初の申立てについては、i)申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、58 年7月下旬から同年8月上旬頃に行われたものと推認できることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち 56 年3月以前の保険料は時効により納付できないこと、ii)オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間の保険料納付の前提と

なる別の手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間は 138 か月と長期間であり、申立人の保険料を納付していたとする妻も、結婚後の国民年金被保険者期間について未納と記録されていることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申し立てた昭和 44 年 1 月から 56 年 6 月までの期間 のうち厚生年金保険の被保険者期間となっている期間を除く申立期間①から ⑥までについて、前回の審議結果に納得できないとして再度申立てを行って いるところ、本申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな情報として、申立人の妻は、「昭和 55 年以降に自宅に来た C 区の集金人 又は同区 D 出張所で申立期間の国民年金保険料を遡及して納付した。」と述べている。

しかし、前述の通り、申立人に係る国民年金の加入手続は昭和58年7月又は8月に行われていることが推認でき、C区は、「当区では、昭和46年3月に国民年金保険料の徴収員制度は終了しており、それ以降徴収組織もなかった。また、D出張所では過年度納付を取り扱っていない。」と回答しており、申立人の妻が申述する時期に、同区において集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことは確認できない上、同区D出張所において保険料を過年度納付することもできない。

このほか、申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを うかがわせる新たな資料や情報は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会 の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申 立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはで きない。

関東千葉国民年金 事案 4625

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から58年3月まで

私は、それまで国民年金の加入手続を行っていなかったため、妻が昭和55年1月に会社を退職したことを契機として、同年2月頃に、妻とA区役所へ行き、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際に年金手帳を受け取った。その後、国民年金保険料の納付書が送られてくるたびに、妻がその納付書を用い、自宅近くのB信用組合又はA区C(地名)にあった区役所の出張所で、定期的に保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年2月頃に、国民年金の加入手続を行い、加入して以降、妻が定期的に保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和58年4月頃に行われたと推認されることから、加入手続の時期は申立人の主張と相違する上、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に、申立人の妻が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和 58 年 4 月時点においては、申立期間のうち 56 年 1 月以降の国民年金保険料は遡って納付することは可能であったが、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫の保険料を遡ってまとめて納付したことはない。」と述べている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。